



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

平成28年 1月 6日

お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

千代川の伐採木を無償配布します

～木材資源を有効活用（燃料、キノコ栽培、ガーデニング等）してみませんか～

鳥取河川国道事務所では、千代川の河川工事で伐採した樹木を資源リサイクルの観点から、希望者に無償配布致します。

【申込み方法】

無償配布希望者は、所定の申請書（本資料の別紙）に必要事項を記入し、受け渡しの当日に申請書を持参して、現地のスタッフに提出するか、スタッフが不在の場合は、所定のボックスに投函して下さい。

【受け渡し日時・場所】

平成28年 1月15日（金） 10時～

（伐採木が残った際は、翌日の1月16日（土） 10時～）

鳥取市国府町中郷地先 袋川左岸 新今在家橋南詰上流側

【配布予定数量など】

- ・伐採木の無償配布については、予約受付を行っておりません。
- ・伐採木は無くなり次第配布を終了します。
- ・配布数量については、お一人様20本程度の配布とさせていただきます。
- ・伐採木は全体で約2000本、1.5m程度に切りそろえており、樹種はヤナギ類が多いです。
- ・受け渡し場所での先着順となりますので、日時によっては伐採木の配布が終了している場合があります。
- ・申請書を当日現地で記載される方は、申請書の記載・提出が完了するまで伐採木の引き渡しを開始することができません。
- ・スタッフは配置日の10:00～16:00の間、現地にて申請書の提出などに対応します。
- ・詳細は、別添【お知らせ】を参照ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長（河川） 後藤 誠志

【担当】 工務第一課長 丸下 淳一

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1859

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。
鳥取河川国道事務所HPアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

【お知らせ】

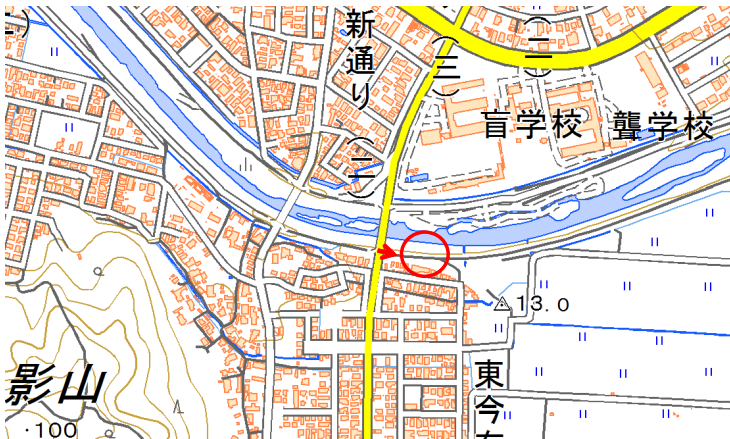
千代川で伐採した樹木を無償配布します。

国土交通省鳥取河川国道事務所では、千代川の河川工事で伐採した樹木について、資源リサイクルの観点から希望者に無償で配布します。

■配布場所・日時

平成28年 1月15日（金） 10時～ （残った際には、翌16日 10時～）

鳥取市国府町中郷地先 袋川左岸 新今在家橋南詰上流側



（詳細は、別途「1/15～千代川水系伐採木配布場所」を参照願います）

（伐採木について）

・伐採木は全体で約2000本、1.5m程度に切りそろえており、樹種はヤナギ類が多いです。

（地図出典：国土地理院ホームページ電子国土Webをもとに鳥取河川国道事務所作成）

※当該伐採木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13号第1項に定める申請の必要があります。

■引き渡し条件・注意事項

- ①伐採木引き渡しについては、予約をすることができません。
- ②伐採木の引き渡しの際には申請書に必要事項を記載して、当日現地にてスタッフに提出して下さい。申請書を当日現地で記載することも可能です。
- ③各個人にて、引き渡し場所の積み込み・運搬作業を行って下さい。積み込み・運搬時の事故については、国土交通省は一切責任を持ちません。
- ④受け渡しは再利用による有効活用を目的としており、営利目的の転売は禁止します。
- ⑤違法行為（不法投棄等）の無いよう、各自の責任において適切に管理して下さい。
- ⑥引き渡し後の返却には応じることができません。
- ⑦配布量に限りがあるため、お一人様あたり20本程度とさせていただきます。
- ⑧申請書の提出は予約ではありません。配布場所での先着順となりますので、引き渡し希望日時によっては配布が終了している場合があります。ご了承下さい。
- ⑨大きな車両は進入が困難です。車両は、軽トラックまででお願いします。
- ⑩現地の誘導員やスタッフの指示に従ってください。
- ⑪進入禁止としている場所へは立ち入らないでください。
- ⑫後続の方の迷惑にならないよう、駐停車箇所にはご注意ください。
- ⑬「引取申請書」の注意事項への同意が無い方、あるいは参加資格に合致しない方には伐採木の引き渡しはできません。

■受け取り方法

伐採木を希望する方は、申請書（別紙参照）に必要事項を記入の上、受け渡しの当日に申請書を持参して、現地のスタッフに提出するか、スタッフが不在の場合は、所定のボックスに投函して下さい。（当日受け付けも行います。）

■詳細についての問い合わせ先（ただし、土日、祝日を除きます）

千代水出張所（鳥取市晩稲316） 電話:0857-28-6229（担当：秋山、南）

別紙

千代川河川内伐採木 引取申請書

平成 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所
千代水出張所長 殿

申請者氏名 _____

千代川の河川工事で発生した伐採木を当方で引き取りたく申請します。

受取日時 : 平成28年 1月 15日 (ただし、残った場合は16日も可能)

伐採木の使用目的 : 燃料・キノコ栽培・ガーデニング材料・その他 ()

申請者連絡先 住所

電話番号 (その他連絡がとれるもの)

※個人情報の取扱について

記載頂いた情報は、伐採木の無償配布の目的にのみ使用します。その他の用途に利用することは一切ありません。

【注意事項】

- ・積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。
- ・伐採木は申請者が利用し、転売・営利目的に使用しないで下さい。
- ・引取後の伐採木は申請者の責任により適切に管理して下さい。
- ・積み込み・運搬時ならびに、提供後の伐採木使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことは出来ません。
- ・引き渡し後の返却に応じることは出来ません。
- ・本申請書は予約ではありません。配布場所での先着順となりますので、希望日時時点で配布が終了している場合がありますのでご了承下さい。

以上のことを確認のうえ、内容に 同意する 同意しない (○印をお付け下さい)

■参加資格の合致状況 (該当する項目の□にレ点を記入願います)

- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

■アンケート欄

- ・伐採木の提供について、今回の配布情報はどのように知りましたか？
- ・今後希望する時期、提供方法に関する要望など

本申請の提出完了により、希望受け取り日当日において配布対象の伐採木に限り、河川法第25条について許可する。ただし、注意事項に同意しない者、参加資格の合致状況全てにレ点が無い者に対しては許可しない。

1/15～ 千代川水系伐採木配布場所

1/15 伐採木配布場所



新今在家橋(県道奥谷正蓮寺線)南詰上流側



- 大型の車両は入ることができません。進入できるのは軽トラック程度までです。
- 現地の誘導員やスタッフの指示に従ってください。
- 申請者のチェックを行いますので、進入時にスタッフまで声掛けをお願いいたします。
- 持ち帰ることができる伐採木は、申請者1名に対して20本までです。
- 伐採木の積込・運搬等の作業についてはすべて申請者の責任において行ってください。
- 進入禁止としている場所へは立ち入らないで下さい。
- 後続の方の迷惑にならないよう、車両の駐停車箇所にはご注意ください。